

Strawberry jams 株式会社

定 款

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条（商号）

当社は、Strawberry jams 株式会社と称し、英文では Strawberry jams Co., Ltd. と表記する。

### 第 2 条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）コンピュータ・ソフトウェアの企画開発、販売、レンタル及びメンテナンス・サポート業務
- （2）コンピュータの修理及びサポート業務
- （3）コンピュータ・ソフトウェア導入に関するコンサルティング業務
- （4）通信機器、事務機器等の OA 商品販売業務
- （5）キャラクター商品の企画、開発、製作、販売及び商品化権の取得、使用許諾、管理、譲渡、貸与
- （6）衣料、雑貨品の企画、デザイン、製造
- （7）インターネットによる通信販売業務
- （8）物流業
- （9）その他前各号に附帯関連する一切の業務

### 第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都目黒区に置く。

### 第 4 条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会

### 第 5 条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### 第 6 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、4,180,000 株とする。

### 第 7 条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第 8 条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100 株とする。

### 第 9 条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- （2）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

#### 第11条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### 第12条 (招集)

当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第13条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

#### 第14条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第15条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第16条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第17条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第4章 取締役および取締役会

#### 第18条 (員数)

当社の取締役は、9名以内とする。

#### 第19条 (選任方法)

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第20条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### 第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### 第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第24条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### 第27条（責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第5章 監査役および監査役会

#### 第28条（員数）

当社の監査役は、4名以内とする。

#### 第29条（選任方法）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第 30 条（任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第 31 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 第 32 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

### 第 33 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### 第 34 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### 第 35 条（報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

### 第 36 条（責任免除）

当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

### 第 37 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

### 第 38 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第 39 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

### 第 40 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

### （改訂履歴）

1. この規程は、平成 18 年 6 月 27 日より一部改定し実施する。

2. 平成 19 年 6 月 28 日一部改定
3. 平成 20 年 6 月 27 日一部改定
4. 平成 21 年 6 月 30 日一部改定
5. 平成 24 年 2 月 25 日一部改定
6. 平成 24 年 11 月 1 日一部改定
7. 平成 27 年 4 月 1 日一部改定
8. 平成 28 年 3 月 16 日一部改定
9. 平成 29 年 8 月 31 日一部改定
10. 平成 29 年 11 月 13 日一部改定
11. 平成 29 年 12 月 15 日一部改定
12. 平成 30 年 3 月 27 日一部改定
13. 平成 30 年 6 月 15 日一部改定
14. 令和 1 年 9 月 3 日一部改定
15. 令和 2 年 3 月 27 日一部改定
16. 令和 3 年 3 月 29 日一部改定
17. 令和 5 年 3 月 30 日一部改定
18. 令和 5 年 3 月 31 日一部改定
19. 令和 5 年 5 月 10 日一部改定